



CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2026 OCT (Vol.113)

CONTENTS

海外拠点ニュース タイ人はなぜ日本を好きになったのか—日タイ国交 140 周年を前に考える日タイ関係	2
株式会社中国銀行 バンコク駐在員事務所	
新興国ニュース 第 113 回 海外最新ビジネス情報.....	5
株式会社東京コンサルティングファーム	
マレーシア：税制上の優遇措置.....	9
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
なぜインドネシアで在庫が余るのか—需要予測の限界と実務上のオペレーションリスク—.....	11
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 川名 孝典氏	
タイビジネス情報最新アップデート	13
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
IPO と香港の少年野球.....	15
香港マイツビジネスコンサルティング	
中国：出入国管理の強化により、制裁・安全保障関連の動向が出入国に直接影響し得る体制へ.....	17
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	
ベトナムのいまとみらい <第 25 回> 赴任初日の確認事項～パスポートの「滞在期限」確認していますか？	20
Nippon MIRAI Company Limited 税理士 金森 寿香氏	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL:086-234-6539
香港支店
シンガポール支店
ニューヨーク駐在員事務所
上海駐在員事務所
バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
cbk_sgrep@fr-chugin.jp
cbk_ny@fr-chugin.jp
cbk_sh@fr-chugin.jp
cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

タイ人はなぜ日本を好きになったのか

-日タイ国交 140 周年を前に考える日タイ関係

株式会社中国銀行 バンコク駐在員事務所

1. はじめに

2027 年、日本とタイは修好 140 周年を迎えます。

タイはしばしば「世界有数の親日国」と呼ばれています。街を歩けば日本車を数多く見かけ、日本食レストランや日本関連イベントも高い人気を誇っています。また、日本はタイ人にとって人気の高い海外旅行先の一つであり、訪日旅行者数も高い水準で推移しています。

一方で、このような親日的なイメージは決して自然に生まれたものではありません。その背景には、140 年にわたる外交関係に加え、経済協力や企業活動、文化交流など、長年にわたるさまざまな積み重ねがあります。

本稿では、タイ人の親日感情がどのように形成されてきたのかを振り返るとともに、現在の日タイ関係について考えてみたいと思います。

2. 親日国タイはどのように生まれたのか

(1) 140 年にわたる友好関係

日本とタイの正式な外交関係は、1887 年の日暹修好通商宣言に始まります。

その後、両国はアジアの君主国同士として交流を深め、皇室と王室の交流も長く続いてきました。第二次世界大戦中には日本軍がタイに進駐し、戦後には複雑な対日感情も存在していました。また、1970 年代には日本企業や日本製品の存在感の高まりに対する反発から、いわゆる「日貨排斥運動」が発生した時期もありました。

しかし、その後の日タイ関係は対立ではなく協力の方向へと進んでいきます。

図表 1 日タイ関係 140 年の主な出来事

年	出来事	意義
1887	日暹修好通商宣言締結	日本とタイ（当時シャム）の外交関係が始まる
1897	チュラロンコン国王が日本訪問	王室交流の始まり
1941	日本軍がタイへ進駐	日タイ関係が大きく変化
1952	日タイ平和条約発効 国交正常化	戦後の日タイ関係が再始動
1961	三菱自動車系企業がタイ進出	日系製造業進出の本格化
1962	トヨタ・モーター・タイランド設立	自動車産業発展の礎
1972	日貨排斥運動	日本企業への反発が顕在化
1981	東部臨海開発計画開始	タイ工業化の転機
1985	ブラザ合意	日系企業のタイ進出が加速
1990 年代	自動車・電機産業集積が進展	「アジアのデトロイト」の基盤形成
2013	タイ人の訪日ビザ免除開始	訪日旅行者が大幅増加
2020	新型コロナウイルス流行	人的往来が一時停滞
2025	タイの日系企業数 6,083 社	ASEAN 有数の日系企業集積地
2027	日タイ修好 140 周年	両国関係の節目

(2) タイ近代化を支えた日本

戦後のタイ経済発展において、日本は重要なパートナーの一つとなりました。

政府レベルでは、1950 年代以降、港湾、道路、電力などのインフラ整備や産業基盤の構築を支援してきました。特に 1980 年代に本格化した東部臨海開発計画では、日本の政府開発援助（ODA）や民間投資が活用され、現在のレムチャバン港や工業団地群の整備につながりました。

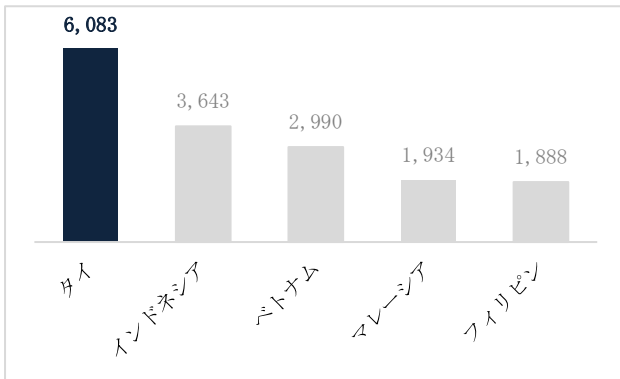
レムチャバン港は現在、タイ最大の国際貿易港として機能しており、自動車や部品の輸出拠点としても重要な役割を果たしています。こうしたインフラ整備は、その後の自動車メーカーや部品メーカーの進出を後押しし、タイが東南アジア有数の工業国へ発展する基盤となりました。

また、民間レベルでは、多くの日系企業がタイへ進出しました。製造業、商社、物流、小売など幅広い分野で事業を展開し、雇用創出や技術移転、

人材育成を通じてタイ経済の発展に貢献してきました。

現在タイには 6,000 を超える日系企業拠点が存在しており、ASEAN 最大級の日系企業集積地となっています。製造業のみならず、商社、物流、小売、金融など幅広い分野で日本企業が活動しており、多くのタイ人にとって日本企業は身近な存在となっています。

図表 2 ASEAN 主要国の日系企業拠点数(2025 年)



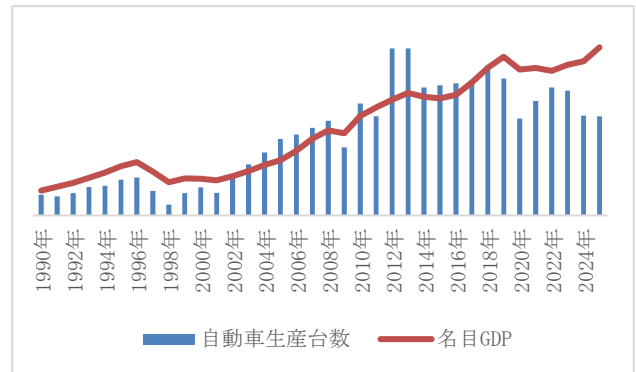
出典：日本国外務省 海外進出日系企業拠点調査 2025 年調査結果

(3) 「アジアのデトロイト」を築いた日系企業

日本企業の存在感を最も象徴しているのが自動車産業です。

タイは現在、東南アジア有数の自動車生産国として知られ、「アジアのデトロイト」とも呼ばれています。1990 年代以降、タイの自動車産業は急速な発展を遂げました。トヨタ、いすゞ、ホンダ、三菱自動車をはじめとする日系メーカーが生産拠点やサプライチェーンの整備を進めた結果、タイは東南アジア有数の自動車生産国へと成長しました。

図表 3 タイ自動車産業の発展と経済成長
(1990～2025 年)



出典：Automotive Industry Club, Federation of Thai Industries、World Bank 「GDP (current US\$) - Thailand」を基に筆者作成

タイの自動車生産台数は 1991 年の約 28 万台から 2013 年には約 246 万台へ拡大しています。同じ時期にタイの名目 GDP も大きく成長しており、自動車産業がタイ経済発展を支えた主要産業の一つであったことがうかがえます。日本メーカーの長年にわたる投資や技術移転は、その発展を支えた重要な要因の一つであったと考えられます。

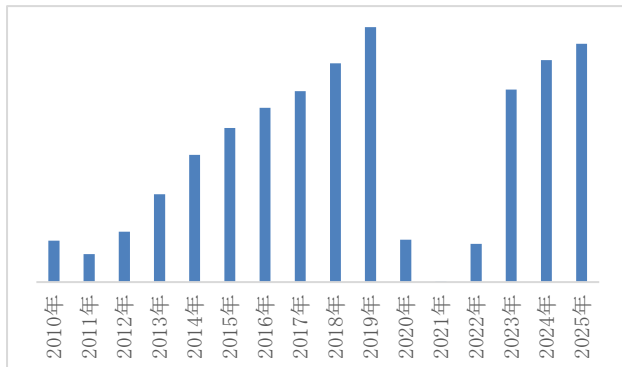
親日感情は、政府間の関係だけで形成されたものではありません。むしろ、日本とタイの人々がともに働き、ともに成長してきた経験の積み重ねが、大きな役割を果たしたといえるでしょう。

3. 親日国タイの現在

こうして形成された親日感情は、現在もさまざまな形で見るができます。

その代表例の一つが訪日旅行です。

2013 年にタイ人向けの訪日ビザ免除措置が開始されて以降、日本を訪れるタイ人旅行者数は大きく増加し、2019 年には約 132 万人に達しました。コロナ禍で一時的に減少したものの、その後は回復基調にあり、2025 年には約 123 万人となっています。

図表 4 タイ人訪日客数の推移（2010～2025 年）


出典：日本政府観光局（JNTO）「訪日外客統計」を基に筆者作成

日本の四季や食文化、温泉、アニメや漫画などへの関心も高く、日本はタイ人にとって最も人気の高い海外旅行先の一つです。近年では地方都市を訪れる旅行者やリピーターも増えており、日本への関心は一時的なブームではなく、広く定着したものとなっています。

経済的なつながりに加え、人の往来や文化交流が活発化していることも、現在の親日感情を支える重要な要素といえるでしょう。

4. 変化する親日国タイ

もともと、タイを取り巻く環境は大きく変化しています。

近年は中国企業の進出が急速に拡大しており、特に EV 関連分野では存在感を高めています。また、韓国ドラマや K-POP など韓国文化の人気も高く、タイ人の価値観や消費行動は以前にも増して多様化しています。

かつて日本が圧倒的な存在感を持っていた時代と比べると、競争環境は確実に変化しています。しかし、そのような中であっても、日本製品に対する信頼、日本文化への関心、日本人に対する親近感は依然として高い水準にあります。日本はタイ人にとって、今なお特別な存在の一つであり続けています。

5. おわりに

タイが親日国と呼ばれる背景には、140 年にわたる外交関係だけでなく、経済協力、企業活動、人的交流、文化交流といった多面的な要因があります。

特に戦後のタイ近代化の過程において、日本企業は投資、雇用、人材育成などを通じて大きな役割を果たしてきました。その積み重ねが、日本に対する信頼や親近感の形成につながったと考えられます。

2027 年の日タイ修好 140 周年は、これまで築いてきた関係を振り返るとともに、次の時代の日タイ関係を考える良い機会になるのではないのでしょうか。日本企業にとってもタイは重要な海外市場の一つであり、日タイ両国の関係は今後も様々な分野で発展していくことが期待されます。

バンコク駐在員事務所

所在地：

689 Bhiraj Tower at Em Quartier
Room no.1901-UnitA,19th Floor,
Sukhumvit Road, Klongton-nue,
Wattana, Bangkok 10110, Thailand
TEL： +66-2-261-2676
FAX： +66-2-261-2677

新興国ニュース

第 113 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はシンガポール、インドネシアの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

～シンガポール～

■ [Establishment] ACRA XBRL 財務諸表申告

2026 年新タクソノミ対応ガイドー BizFinx ツール刷新と Full/Simplified XBRL の実務ポイントを整理

1. XBRL 提出が必要な会社とは

シンガポールで設立された株式有限会社・無限責任会社は、原則として ACRA へ提出する財務諸表を XBRL 形式で作成する必要があります。対象となるのは現地法人 (Private Limited 等) のみで、日本本社の支店 (Branch) が提出する財務諸表は XBRL 形式の対象外です。支店は Bizfile 経由で別途、原文のまま (non-XBRL) の書類を登録する扱いとなるため、子会社と支店で提出方法が異なる点に注意が必要です。休眠会社や、一定要件を満たすソルベントな Exempt Private Company (EPC) は、XBRL 提出の免除申請を行うことができます。

- ・ 対象：シンガポール現地法人 (Private Limited / Unlimited)
- ・ 対象外：支店 (Branch) は XBRL 提出不要、Bizfile 経由の別手続き
- ・ 免除対象：休眠会社、ソルベントな EPC (要申請)

2. Full XBRL と Simplified XBRL の違い

ACRA タクソノミには、財務諸表全体をタグ付けする Full XBRL と、貸借対照表・損益計算書など

の主要な約 120 項目のみをタグ付けする Simplified XBRL の 2 種類があります。どちらを選択できるかは会社の規模や EPC としての適格性によって異なるため、自社がどちらに該当するか每期確認することをおすすめします。誤ったフォーマットで提出すると差し戻しとなり、年次申告 (Annual Return) 全体のスケジュールに影響するため、早めの確認が実務上重要です。

- ・ Full XBRL：財務諸表の全項目をタグ付け
- ・ Simplified XBRL：主要科目 (約 120 項目) のみタグ付け

3. 2026 年新タクソノミとツール刷新への対応

2026 年 2 月には最新版の ACRA タクソノミ「ACRA Taxonomy 2026 v1.0」が公表され、2026 年 4 月 16 日以降に提出する財務諸表から適用が義務付けられます。これに合わせて、財務諸表作成に使う BizFinx Preparation Tool と Multi-upload Tool も 2026 年 2 月 25 日付で新バージョンが公開されました。旧バージョンでの提出はエラーとなる可能性があるため、担当の会社秘書役や経理担当者には、ツールのアンインストールと再インストールを早めに依頼しておくことが望ましいでしょう。

- ・ 2026 年 4 月 16 日以降提出分から新タクソノミが適用
- ・ BizFinx ツールは 2026 年 2 月 25 日付で新版に更新済み

4. 実務上のスケジュールと注意点

財務諸表の XBRL 提出は、年次株主総会 (AGM) 開催後の年次申告 (Annual Return) 提出と合わせて行うのが一般的です。非上場会社の場合、決算日から 7 か月以内の提出が求められます。日本側で決算内容の最終承認を待つ間に XBRL 作成・マッピング作業が後回しになり、期限直前に慌てるケースが実務上多く見られます。監査済み財務諸表が確定次第、早期に BizFinx ツールまたは会計ソフトでのマッピング作業に着手し、会社秘書役と

提出スケジュールを共有しておくことがトラブル回避につながります。

※ 本記事は一般的な情報提供を目的としており、個別の法務・税務アドバイスではありません。具体的な案件については専門家にご相談ください。

<参考リンク（政府公式）>

ACRA – Filing financial statements in XBRL format :
<https://www.acra.gov.sg/manage/companies/legal-requirements-common-offences/filing-financial-statements-in-xbrl-format/>

ACRA – Introduction to ACRA Taxonomy :
<https://www.acra.gov.sg/how-to-guides/filing-financial-statements-in-xbrl-format/introduction-to-acra-taxonomy>

ACRA – XBRL Filing and Resources :
<https://www.acra.gov.sg/xbrl-filing-and-resources/help-resources>

■ [HR] シェアード・ペアレンタルリーブ (Shared Parental Leave) 2026 年拡充ガイド

2026 年 4 月から 10 週間に倍増、日系企業が今すぐ整備すべき制度対応を解説

1. シェアード・ペアレンタルリーブ (SPL) とは
SPL は、政府が全額負担する育児休暇を両親が柔軟に配分できる制度です。2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日生まれの子どもには合計 6 週間、2026 年 4 月 1 日以降生まれの子どもには合計 10 週間の SPL が付与されます。両親にはそれぞれ半分ずつが割り当てられますが、出生後 4 週間以内であれば配分の変更が可能で、以降の変更には両者の合意が必要となります。

2. 父親向け有給育休 (GPPL) との関係

SPL とは別に、父親個人に付与される政府有給パタニティ休暇 (GPPL) は、2025 年 4 月 1 日以降生まれの子どもについて 4 週間に拡充されています。GPPL と SPL は併用可能で、母親の GPML (産休) と合わせると、子どもが 1 歳になるまでに家族全体で最大 30 週間の有給休暇を取得できる計算になります。制度の重複関係を正しく理解し、社内規程に反映することが担当者の実務ポイントです。

3. 会社側の実務対応—申請・給与処理

従業員が SPL または GPPL を取得する際は、原則として取得予定日の 4 週間前までに会社への通知が必要です。会社は取得期間中も通常どおり給与を支払い、政府へ週あたり S\$2,500 を上限とする金額の払戻しを申請する仕組みとなっています。日系企業では日本本社への人員計画の共有や休暇取得中の業務引継ぎ体制の整備が後回しになりがちなため、就業規則の改定と合わせて早めに準備することをおすすめします。

- ・ 通知：取得予定日の 4 週間前までに申請（短縮は会社の同意があれば可）
- ・ 給与：休暇中も通常どおり支給し、政府へ払戻し申請（週上限 S\$2,500）
- ・ 配分変更：出生後 4 週間以内は両親間で再配分可能、以降は双方合意が必要

4. 日系企業が見落としやすいポイント

SPL は 2026 年 4 月 1 日以降に生まれた子どもから 10 週間に拡充されるため、2026 年 3 月以前に出産予定の従業員と 4 月以降の従業員とで取得可能週数が異なります。人事担当者は出産予定日ベースで適用ルールを個別に確認し、就業規則や休暇管理システムの計算式が新旧どちらの基準に対応しているかをあらかじめ点検しておく必要があります。誤った週数で運用すると、従業員とのトラブルや政府への払戻し申請の不備につながるため注意が必要です。

<参考リンク（政府公式）>

MOM – Shared Parental Leave :

<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/leave/shared-parental-leave>

MOM – Paternity Leave :

<https://www.mom.gov.sg/employment-practices/leave/paternity-leave>

～インドネシア～

■急務！グローバルミニマム課税の登録と対策

世界的な大企業グループを対象にした新しい税金のルール「グローバルミニマム課税」について、インドネシアでの登録期限が 12 月決算企業で親会社が 3 月決算の場合は 12 月末が期限となります。

経理担当者向けの話に思われがちですが、駐在員の方にも何をすべきかを知っておいていただきたいと思います。

1. 今月中にすべきこと

まず確認すべきは、次の 2 点です。

- ・ 日本の本社を含めたグループ全体の年間売上高が、日本円にしておよそ 1,200 億円前後（7 億 5,000 万ユーロ）に達しているか
 - ・ それが直近 4 年のうち 2 年以上続いているか
- ここで大事なのは、インドネシア現地法人だけの売上ではなく、日本本社を含むグループ全体の売上で判断される、という点です。現地では小規模な会社でも、グループ全体が大企業であれば対象になり得ます。「うちは現地では小さいから関係ない」とは言い切れません。

2. 対象であれば、期限内にオンラインで登録する

対象に当てはまる場合、インドネシアの税務システム「Coretax」を通じて、期限内に登録手続きを行う必要があります。これは会社側からの自己申告が原則で、期限までに登録しなかった場合、税務当局側が一方的に対象と決めてしまうこともあります。

3. 判断に迷う場合は、専門家に相談するのがベター

売上基準に近い、あるいは対象かどうかの判断が難しい場合は、自己判断せず、早めに専門家にご相談いただくことをお勧めします。

弊社では、対象になるかどうかの判定から、Coretax 上での登録手続きまで、一貫してサポートしております。

残り期間はわずかですので、少しでも心当たりがあれば、今すぐお声がけください。

（参考）なぜこの制度ができたのか

これまで、大きな会社ほど税金の安い国に利益を移し、税負担を軽くすることができました。

これを防ぐため、世界各国が協力して「大きな会社グループには、どこの国でも最低限の税率で課税する」という仕組みを作ったのが、この制度の背景です。

少しでも対象になりそうな場合は、今すぐの確認をお勧めします。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース「TCG Global Intelligence」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。

(URL: <https://global-intelligence.kuno-cpa.co.jp/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

マレーシア：税制上の優遇措置

Kato Business Advisory Managing Director

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- 国際インセンティブ旅行、会議、展示会の開催に対する税制上の優遇措置
- 農業部門の自動化に対する税制上の優遇措置

<国際インセンティブ旅行、会議、展示会の開催に対する税制上の優遇措置>

N 子：加藤さん、10 月 9 日が 2027 年度の予算案発表になります。2026 予算について積み残しはありませんか？

加藤：日系企業にとって広く一般的に重要な税制改正については既にご説明させて頂きましたが、まだまだ細かい点が残ってますので、ざっとご紹介しますね。

N 子：宜しくお願い致します。

加藤：はい。インセンティブ関連でまだ紹介していないものを中心にお伝えします。

N 子：はい。

加藤：まずは国際インセンティブ旅行、会議、展示会の開催に対する税制上の優遇措置です。2026 年 Visit Malaysia Year に向けて、国際的なインセンティブ旅行、会議、見本市(MICE)を促進するため、観光芸術文化省(MOTAC)によって認証された以下の主催者につき、法定所得の 100%を免税にするというものです（2026 及び 2027 年度）。

- 年間 1,500 人以上の外国人が参加するインセンティブ旅行;
- 年間 2,000 人以上の外国人会議参加者;
- 年間 3,000 人以上の外国人展示会参加者

N 子：良いですね。

<農業部門の自動化に対する税制上の優遇措置>

加藤：はい。次に、農業部門の自動化に対する税制上の優遇措置です。

N 子：最近は農業関連の日系企業進出も増えてますからね。

加藤：そうですね。従来、閉鎖施設での養鶏に対する税制上の優遇措置は、加速度償却 (ACA、100%) と法人税免除 (100%) がありましたが、2025 年 12 月 31 日に切れてました。

N 子：はい。

加藤：一方、農業部門の自動化に対する税制上の優遇措置として、ACA（適格資本支出の最初の RM1,000 万につき 100%）、または、適格資本支出の 100%に相当する法人税免除があり、これらは作物、畜産、養蜂、水産養殖、捕獲漁業活動に対して与えられ、現在も有効です（2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までに KPKM が受理した申請につき有効）。

N 子：はい。

加藤：2026 バジェットでは、クローズドハウス制度による養鶏に対する税制上の優遇措置の継続性を確保し、畜産部門における税制上の優遇措置を効率化するために、農業部門における自動化に対する税制上の優遇措置を、クローズドハウス制度による鶏の飼育にも拡大する改正がなされました（2026 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までに KPKM が受理した申請のについて有効）。

N 子：良いニュースですね。

<人工知能(AI)のトレーニングに対する税制上の優遇措置>

加藤：はい。次に、人工知能(AI)のトレーニングに対する税制上の優遇措置です。

N 子：流行りの AI ですね。

加藤：はい。従来から、会社の事業活動に直接関連する従業員の研修に要する費用は、控除の対象となります。また企業は、ホテルや観光産業を含む

製造業および非製造業の承認されたトレーニングプログラムで発生した費用について、追加控除が可能です（但し、人材開発基金(HRDF)に拠出する企業は追加控除の対象にはなりません）。

N子：はい。

加藤：バジェット 2026 において、事業運営における AI の導入を促進するため、(HRDF への拠出企業を含む) 中小零細企業に対して、MyMahir National AI Council for Industry(NAICI)が認めた AI トレーニングにかかる費用につき、2 年に 1 回、50%の追加控除ができるよう改正されました（2026 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までにタレントコープが受理した申請につき有効）

N子：ありがとうございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

ーお問い合わせ先ー

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

なぜインドネシアで在庫が余るのか —需要予測の限界と実務上のオペレーション リスク—

PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）

川名 孝典氏

インドネシアで事業を展開する日系企業において、「在庫が想定以上に積み上がる」という課題は業種を問わず頻繁に見られる論点です。特に製造業・消費財・食品・小売関連では、販売計画と実績の乖離が生じ、結果として過剰在庫や滞留在庫が発生するケースが少なくありません。本来、在庫管理は需要予測と供給計画の精度によって最適化されるべきものですが、インドネシアの実務においては、単純な予測精度の問題ではなく、市場構造・販売構造・オペレーション構造が複合的に影響する点に特徴があります。本稿では、なぜインドネシアで在庫が余りやすいのか、その構造的要因と実務上の対応について解説します。

需要予測が不安定になりやすい市場構造

インドネシア市場は中間層の拡大が注目される一方で、消費行動の安定性という観点では依然として変動幅の大きい市場です。所得水準のばらつきやインフレの影響により、短期間で購買行動が変化する傾向があります。

また、地域間格差も大きく、ジャカルタ首都圏と地方都市では消費特性が異なるため、単一の需要モデルで全国をカバーすることは困難です。その結果、過去実績ベースの予測モデルが必ずしも機能せず、販売計画が実需と乖離するケースが発生しやすくなります。

さらに、外部環境要因（天候、交通状況、政策変更など）の影響も相対的に大きく、需要が短期間で上下することが在庫計画の不確実性を高めています。

プロモーション依存型の販売構造

インドネシア市場では、定価販売よりもプロモーション依存型の販売構造が一般的です。実務上、販売数量の相当部分がディスカウントやキャンペーンに依存しているケースも多く見られます。

しかし問題となるのは、プロモーション効果を前提とした販売計画が過大に設定される傾向です。

「キャンペーンを実施すれば一定量は売れる」という前提に基づいて在庫を積み上げた結果、実際の需要が想定を下回り、在庫が滞留するケースが発生します。

特に、競合も同時期にプロモーションを展開する場合、需要の奪い合いとなり、個社単位では計画通りの販売が成立しない点がリスク要因となります。

サプライチェーン制約と欠品回避思考

インドネシアは島嶼国であり、物流インフラや輸送リードタイムに一定の制約があります。このため、多くの企業が欠品リスクを回避する目的で安全在庫を厚めに設定する傾向があります。

しかしこの欠品回避思考が過度になると、結果として過剰在庫を生み出す構造となります。特に輸入品や長納期製品では、一度発注判断を行うと修正が困難であり、需要変動に対する柔軟性が低下します。

また、倉庫コストや物流キャパシティの制約により、在庫調整のタイミングが限定される点も、在庫過多を助長する要因となります。

祝祭日・季節要因による需要の急変動

インドネシアでは宗教行事や祝祭日による消費変動が非常に大きいことも特徴です。特にラマダン・レバランなどのイベント前後では、短期間で需要が急増・急減する傾向があります。このようなイベント需要に対応するために在庫を積み増す一方で、イベント終了後の需要減少を十分に織り込め

ていない場合、結果として在庫が過剰に残る構造となります。さらに、イベント需要は一過性であるにもかかわらず、需要が恒常的に続くと誤認されるケースもあり、発注判断の誤差を拡大させる要因となっています。

販売現場と計画部門の情報ギャップ

在庫過多のもう一つの重要な要因は、販売現場と計画・管理部門との情報ギャップです。特に日系企業では、本社主導で販売計画や調達計画が策定されるケースも多く、ローカル市場の実需情報が十分に反映されないまま意思決定が行われることがあります。

一方で現地営業は、競合状況や顧客要望などの短期的な情報に基づいて判断するため、計画と現実の乖離が生じやすくなります。このギャップが調整されないまま発注・生産が進むことで、構造的な在庫過多が発生します。

在庫問題の本質は「予測精度」ではなく「構造」

在庫過多の問題は、単なる需要予測の精度向上では解決しきれないケースが多い点が重要です。むしろ、以下の複数構造が重なって発生する問題として捉える必要があります。

1. 消費構造（不安定な需要変動）
2. 販売構造（プロモーション依存）
3. サプライチェーン構造（リードタイム・制約）
4. 情報構造（本社と現地の非対称性）

これらが組み合わさることで、個別には合理的な判断であっても、結果として全体最適が崩れ、在庫過多が発生する構造となります。

実務上は、在庫数量だけを見るのではなく、在庫回転率や滞留期間、販売見込みなどを継続的にモニタリングすることが重要です。また、本社・現地法人・営業・購買部門が定期的に情報を共有し、需

要変動に応じて発注量や安全在庫を柔軟に見直せる体制を構築することも、在庫過多の防止につながります。

さいごに

インドネシアにおける在庫過多は、単なる販売予測の誤差ではなく、市場構造・販売構造・オペレーション構造が複合的に影響した結果として発生します。

日本企業にとって重要なのは、「売れる前提で在庫を積む」発想から脱却し、「売れない可能性を前提に設計する」視点へと転換することです。特に現地市場の変動性を踏まえた上で、需要変動に耐えられる柔軟な在庫・供給設計を行うことが、過剰在庫リスクの低減につながります。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考えの方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイビジネス情報最新アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP) より、タイの会計税務に関する最新情報をお届けいたします。

タイで労働者福祉基金制度が施行へ

タイ政府は、労働者保護法第 13 章に基づく新たな社会保障制度「労働者福祉基金 (Employee Welfare Fund: EWF)」を 2026 年 10 月 1 日より施行します。制度は当初 2025 年 10 月開始予定だったが、準備の遅れから 1 年間延期されていました。

▼ 制度の概要

労働者福祉基金は、従業員が退職または死亡した際に給付金を受け取れる仕組みで、雇用主と従業員が毎月拠出を行う。拠出金は従業員の賃金から差し引かれる積立金と、雇用主が負担する補助金で構成されます。

対象となるのは従業員 10 名以上の事業所。ただし、既にプロビデントファンド (Provident Fund, PVD) や同等の福利厚生制度を導入済みの場合は免除される。ただし全従業員が加入していない場合（試用期間、本人の選択により、確定拠出年金に対応していない従業員が存在する場合）は、当該未加入者についてこの労働者福祉基金への加入が必要となります。ただし、従業員 10 名未満の企業であっても、従業員が労働者福祉基金への加入を希望し、雇用主がこれに同意した場合には任意加入することができます。

▼ 拠出率と算定基礎

拠出率は段階的に引き上げられます。

- 2026 年 10 月～2031 年 9 月：給与の 0.25%
(雇用主・従業員それぞれ)
- 2031 年 10 月以降：給与の 0.5% (同上)

算定基礎となる「賃金」には、基本給、役職手当、生活手当、コミッションなどが含まれ、社会保険料のような上限は設けられておりません。

▼ 対象従業員

正社員、パートタイム、有期契約、試用期間中、外国人従業員、定年後も勤務を続ける従業員など、労働者保護法の適用を受けるすべての従業員が対象。

▼ 登録・申請方法

雇用主は労働保護福祉局の e-Service システムを通じて SKOL.3 (義務) または SKOL.3/1 (任意) 様式を提出し、基金への加入登録を行う必要がある。提出期限は給与支払月の翌月 15 日まで。現時点ではシステム準備中であり、詳細は当局から改めて案内される予定。

▼ 給付金の受け取り

従業員が退職した場合、雇用主は基金に資格喪失届を提出し、従業員本人が給付申請を行う。給付金は退職日から 30 日以内に本人の銀行口座へ直接振り込まれる。

▼ 影響と展望

新制度は従業員の生活保障を強化する一方、雇用主にとっては新たなコスト負担となります。特に中小企業では、既存の福利厚生制度との調整や事務負担が課題となる可能性があります。政府は制度導入による労働者保護の充実を強調しており、企業側も対象従業員の確認、給与項目の整理、

給与計算システムへの反映などを事前に進めておく必要があります。

[タイ労働者福祉基金局リンク](#)

制度の詳細につきましては、下記の弊事務所ホームページにも掲載しておりますので、ご参照ください。

【弊事務所ホームページ】

<https://aapth.com/jp/thai-news/2641>

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構
メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana,
Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

IPO と香港の少年野球

香港マイツビジネスコンサルティング

2026年9月1日、若者に人気の世界的ファストファッションブランドの企業 SHEIN が香港証券取引所に上場しました。当初目指していたロンドンやニューヨーク市場ではなく、香港市場での株式公開ということもあり話題になりました。最近の金融ニュースでよく目にする IPO とは、企業が株式を証券取引所に新規で上場し、投資家から資金を集めることをいいます。今年に入って香港では IPO 市場が活発になっています。今回、SHEIN は香港 IPO で約 17.4 億ドルを調達し、企業価値は約 265 億ドルと勢いのある上場を果たしました。今回 SHEIN は大型 IPO ということで大きな注目を集めました。初日の株価は一時 10% 近く下落し、市場は慎重なスタートとなりました。初日の株価こそ低調でしたが、IPO によって約 17.4 億ドルの資金調達に成功しています。香港では 2026 年に入って IPO 市場が大きく回復しており、1 月から 8 月までの IPO 調達額は約 835 億ドルで、前年同期と比べて 76% 増加しました。IPO の増加は、企業だけが恩恵を受けるわけではなく、上場に関連する投資銀行や証券会社、法律事務所、会計事務所などにも仕事が生まれます。金融業界では海外に流出していた人材が戻る動きまで出ています。香港はドバイや中東との金融連携も一層強化しており、金融都市としての今後の動きに期待が高まります。

さて今年 6 月、台北では U13 のリトルリーグ、アジア太平洋・中東地域大会が開催され、香港の少年野球チームが参加しました。そして優勝候補であった日本チームを相手に、香港チームが 15 対 12 で勝ちました。この勝利は、香港の少年野球にとって大きな成果です。野球が盛んな日本と違い、香港で野球はそれほど一般的なスポーツではありません。今回のように国際大会の舞台で日本やア

ジアのチームと対戦すること自体が、香港の野球チームにとって貴重な経験なのです。

さらに 9 月には、台北で U18 アジア野球選手権も開催され、香港の 18 歳以下の代表も出場しました。香港は日本、フィリピン、スリランカと同じグループに入り、9 月 7 日の初戦では日本と対戦しました。結果は 0 対 18 で、スコアだけを見ると厳しい結果でしたが、やはり香港選手にとっては、アジアの強豪と真剣勝負ができることに意義があったと感じます。日本のメディアや文化に親しんでいる多くの香港人にとって、野球が日本で盛んことは周知されていますが、香港では日本のように学校の部活動や地域のチームを通じて、子どもたちが自然に野球を始める環境はありません。香港で野球選手は少なく、新しい年代が増えていかないと、チームを維持することも難しくなります。グラウンドなどの練習環境、指導者はもちろん、野球を始めてみたいと思う子どもをどう増やしていくかが一番の課題です。

そんな香港の少年野球について身近に知ることができる映画があります。「點五步 (Weeds on Fire)」という 2016 年の作品で、日本では今年 8 月 21 日に劇場公開されました。邦題は「最初の半歩」です。この作品は、九龍城を舞台にした大ヒット映画「トワイライト・ウォリアーズ」で十二少（サッパイ）役を演じたトニー・ウー氏の俳優デビュー作としても注目されています。トニー・ウー氏は俳優であり、歌手であり、香港代表の野球選手でもあります。幼い頃から野球に親しみ、10 歳で香港野球協会の青少年選抜チームに所属し、香港代表選手として数々の大会に出場しました。この映画は、1980 年代に香港で結成された少年野球チームの実話を元にした作品です。野球がメジャーなスポーツではない香港で、野球未経験の少年たちがチームを結成し、練習を重ね、敗北を経験しながら強豪チームに挑んでいくという青春ストー

リーです。好きなことに夢中になること、仲間と一緒に頑張ることなど、スポーツ映画の普遍的な魅力が描かれており、香港の少年野球を取り巻く環境についても知ることができます。

香港の学校にもスポーツチームやクラブ、課外活動はあり、サッカー、バスケットボール、陸上、水泳などの学校チームがあり、学校対抗の大会もあります。しかし日本のように放課後になると生徒が毎日同じ部活動のために集まり、顧問の先生が継続的に指導するという文化は香港では一般的ではありません。もし特定のスポーツに真剣に取り組みたい場合は、学校の課外活動に加えて、外部のスポーツクラブやスクールに通うという形で競技を続けるケースが多いです。野球をしたい場合、まず学校にチームがあるとは限らず、地域や民間のクラブを探し、そこで練習して代表チームや国際大会を目指すというルートになります。

一方、香港で市民に広く親しまれているスポーツといえば、生涯スポーツとして不動の人気を誇るマラソンがあります。毎年開催される「スタンダード・チャータード香港マラソン」は、香港を代表するスポーツイベントの一つで風物詩ともなっており、今回の 2027 年大会は 1 月 17 日（日）に開催されます。野球のように競技人口が限られているスポーツがある一方で、マラソンは年齢や経験を問わず参加しやすい「市民スポーツ」として、香港に根付いています。香港の少年野球も盛んになるよう応援したいところです。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能です。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

中国：出入国管理の強化により、制裁・安全保障関連の動向が出入国に直接影響し得る体制へ

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

2026 年 9 月 15 日より「出入国管理に関する国務院規定」(国務院令第 841 号、以下“841 号規定”と表記)が施行されました。841 号規定は最上位法の出入国管理法(国主席令 第 57 号)ⁱⁱを補完し、出入国管理における重点方針の変更と強化、出入国仲介サービス機関の規制や枠組みを一層整備しました。

841 号規定の特徴として、中国籍と外国籍では施行の影響度には差異があり、前者により影響が生じ得ます。外国籍への影響は限定的ながらも入国審査がより厳格化されるうえ、中国籍に関しては海外出張・技術者管理がより重要になる等、日系企業の管理運営の観点からも 841 号規定の要点を理解する必要があります。

したが、本稿では 841 号規定の施行背景と概要、具体的な出入国禁止の条件等を説明します。

1. 施行背景と概要

841 号規定の施行に当たり、国家移民管理局 HP に同規定の“専門家解釈”として 3 人の識者の解説文を掲載していますⁱⁱⁱ。本施行の背景として、まず、近年の国際情勢の不安定化と自国民の海外渡航者の増加を受けた**出入国管理に係る重点方針の変更や強化、また一層の規範化の必要性**を掲げています。

具体的には、これまで中国国外での突発事故、危険の遭遇や詐欺等々の問題の発生後に、現地領事館でのホットライン対応や中国公民保護に代表される受動的な事後対応を主としていましたが、841 号規定により出国前段階での中国公民の海外リス

ク防止のためのリマインダーの発出やシステムの改善、管理の強化等を通じた**事前予防型のガバナンス**を打ち出しています。さらに、当該解釈では、**経済安全保障に関わる出入国の強化**、具体的には輸出管理法^{iv}・技術輸出入管理条例^vに違反する技術流出や二重用途品の不正輸出を出国禁止の対象として明示し、また、反外国制裁法^{vi}の規定をさらに明確化し、外国企業・個人が制裁対象となった場合、ビザ拒否・入国拒否などの措置を決定、実施できる旨の見解が示されています。

また、2018 年に許認可(国移民発「2018」4 号^{vii}、公安部令第 152 号^{viii}等)の撤廃後に発生した、出入国仲介サービス機関(以下“仲介業者”と表記)の質の低下や違法行為を踏まえ、業者への規制強化・整備を進めます。

2. 具体的な出入国禁止の条件

841 号規定は全 19 条と比較的簡素ですが、改めて、出入国者の出入国、滞在・居住の申請事由や招待状その他の申請資料や証明事項等について真実性を求めており、虚偽資料の提出や虚偽陳述に対しては、移民管理機関及びビザ発給機関(以下“移民管理機関等”と表記)は、出入国証の発給を拒否、若しくは出入国の不許可を決定できます。

その上で、外国籍に対する直接的な規定は第 5 条のみに止まりますが、主として以下の 3 項目の罰則が科せられる可能性があります。

処罰を受ける行為・条件	処罰内容
中国ビザ申請や入国審査時の虚偽資料の提出や虚偽陳述	1 年から 5 年の入国拒否
外国人が国境管理の妨害行為で刑事罰を受けた場合、または出国入国書類の取得や不法入国・出国の行為で行政的に処罰された場合	罰則終了日より、1 年から 5 年間の入国拒否
対抗措置リスト、信頼できないエンティティ・リスト、悪	出国入国書類の

意あるエンティティ・リスト
に掲載、または対抗や制限措
置の対象

発行拒否や入国
拒否

このため、外国籍においては、国家安全保障や制裁関連の影響があった場合以外、通常のビジネス往来目的とし適切な手続きを経ていれば、841 号規定の影響は限定的と言えます。

一方、中国籍の場合は、従来と比較して**出国に関わる予防措置や規制が強化**されています。まず、外交・観光部門や在外公館等は治安悪化、災害や感染症等の状況に応じて迅速に安全注意喚起を発出し、中国公民はこれらに注意を払うと共に、高リスク地域への渡航・滞在を避けるべきと定めています。

さらに、**移民管理機関等は中国国民の出入国書類の申請を受理・審査し、出国時の国境検査を実施する際、中国公民に対し予防措置の強化や安全配慮、また高リスク国や地域への旅行や滞在を避けるべき等の注意喚起と共に、必要に応じて渡航を控えるよう勧告しなければならない、と定めています。**

また、移民管理機関等や商務等関連主管部門は、以下の状況等では出国の不許可や禁止の措置を講じることが可能です。

処罰を受ける 行為・条件	処罰内容
出国または入国書類の不正取得または不法入国により行政拘禁された場合	罰則終了日より 6 か月から 3 年間の 出国不許可
中国の国外で国家安全や利益を脅かす 違法または犯罪行為 を行う場合	帰国日より 6 か月から 3 年間の出国禁止

輸出管理、技術輸出入
管理規則、または国家
の産業や技術の安全
を脅かす可能性のある
その他の規則に違反した場合

出国禁止

したがって、中国現地法人の中国籍社員の場合、海外出張時に出国審査で留められる可能性や、技術者の渡航が輸出管理違反リスクと直結する可能性が従来と比較すれば高まったと考えられます。

その他、上述 1 でも触れた通り、仲介業者に対する規制強化が顕著であり、条文の 3 分の 1 強が直接的に仲介業者に対する規制や罰則を定めています。上述の許認可撤廃後の仲介業者の提供サービスの低下や違法行為を踏まえ、当該業者の管理を進めていくものと考えられます。

3. まとめ

上述の繰り返しとなりますが、外国籍においては、国家安全保障や制裁関連の影響があった場合以外、通常のビジネス往来目的とし、適切な手続きを経ていれば、841 号規定の影響は限定的であり特段の問題は生じず、841 号規定を過度に不安視する必要は無いものと考えます。ただし、中国籍社員に関しては、特定地域や技術系社員の海外渡航は出国時審査にて渡航不可とされるリスクは従来と比すれば高くなったと考えます。

いずれにせよ、外国籍、中国籍を問わず、制裁・安全保障関連の動向が出入国に直接影響を与え易くなったことは間違いなく、これまで以上に政治的・マクロ的な動向にも留意すべきと考えます。

-
- i 原文 URL: [国务院关于出境入境管理的规定_外交、外事_中国政府网](#)
 - ii 原文 URL: [P020230313588957495352.pdf](#)
 - iii 原文 URL: [《国务院关于出境入境管理的规定》专家解读](#)
 - iv 原文 URL: [中华人民共和国主席令第五十八号《出口管制法》](#)
 - v 原文 URL: [《中华人民共和国技术进出口管理条例》](#)
 - vi 原文 URL: [中华人民共和国反外国制裁法_中国人大网](#)
 - vii 原文 URL: [关于取消因私出入境中介机构资格认定审批有关事项的通知_国务院部门文件_中国政府网](#)
 - viii 原文 URL: [中华人民共和国公安部令\(第152号\) 公安部关于废止《因私出入境中介活动管理办法》的决定_2019年第6号国务院公报_中国政府网](#)

マイツグループ

日本国内に3拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に10拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ350名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323／【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原(しのはら) Email : yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

ベトナムのいまとみらい <第 25 回>
～赴任初日の確認事項～
パスポートの「滞在期限」確認しています
か？

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

税理士 金森 寿香氏

Xin Chào! ベトナム・ハノイ在住の金森です。

10 月のホーチミンは、雨季の終盤。突然のスコールに見舞われることもあります。雨が上がれば、何事もなかったかのようにバイクが街を走り始めます。「さっきまでの大雨はどこへ？」と思うこともしばしば。そんな変化の大きさも、ベトナム生活の面白さのひとつです。

今回は、今年 6 月にみらいベトナムに仲間入りした新メンバーが、赴任早々に経験した「ビザの滞在期限」をめぐるトラブルをご紹介します。

ベトナムで長期滞在・就労する場合、最終的には一時滞在許可証の取得を目指します。



今回新メンバーが入国した事例では、ベトナム入国前に、①日本国内で 3 か月間有効の商用ビザを取得。ベトナムへ入国後、②現地で労働許可証を取得。その後、③就労ビザへ切り替えたのちに、④一時滞在許可証を取得する予定でした。

②現地での労働許可証取得までは、順調に進んでいました。

ところが、労働許可証の取得を終え、いざ③就労ビザへの切り替えという段階になって、思わぬ問題が発覚しました。

なんと、入国時の処理が「商用ビザでの入国」ではなく、「45 日間の査証免除」いわゆる「ビザなし」での入国として処理されていたのです。

本人にとっては初めてのベトナム赴任。入国審査を無事に終え、「これでベトナム生活がスタート！」と安心していました。

しかし、③就労ビザへ切り替えのために、改めてパスポートを確認すると、想定していた滞在期限と違うことが判明。

しかも、気づいたのは滞在期限まで残り 2 週間を切っていたタイミング。

「このままでは、期限までに手続きが間に合わないのでは…」

みらいベトナムメンバー誰もが、そう考え、背筋を寒くしました。

手続きが間に合わない場合、状況によっては、一旦帰国し、再びベトナムへ入国し直す必要があります。赴任して間もないタイミングで、まさかの一時帰国の可能性が浮上し、本人も周囲も一気に緊張モードとなりました。

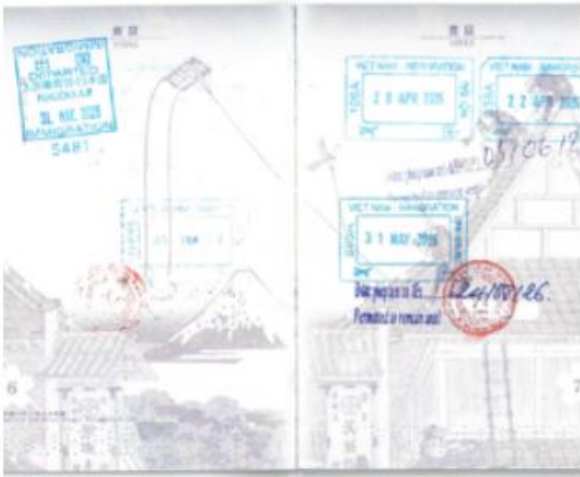
その後、空港や出入国管理局へ確認に行き、滞在期限の訂正手続きを実施。

さらに就労ビザへの切り替え時には、今回の経緯を説明する書類を添付するなど、関係者の協力を得ながら対応し、何とか問題を解決することができました。



今回の出来事を通じて改めて感じたのは、赴任時には、「入国できたから大丈夫」ではなく、「実際にどのような状態で入国処理されているかを確認すること」が非常に重要だということです。

海外赴任では、出発前にビザを取得するなど必要書類をそろえることに意識が向きがちです。



しかし、ゴールは入国ではありませんので、入国審査時に、査証のページや書類をきちんと入国審査官に提示し、さらに、入国審査を終えた直後には、パスポートに押された入国スタンプとそこに記載された滞在期限を確認することを事前のマニュアルなどで定めておくことをお勧めします。

それでも「何かおかしい」と感じたら、できるだけ早めに関係機関や専門家へ相談してください。

普通の出張や旅行ではなかなかやらないことですし、入国審査だけではなく、荷物のこと、スマホの設定、両替、空港からの移動のことなど、到着時にはパニックに陥りやすい要素が満載ですので、事前に「やるべきこと」を整理しておくとういことだと思います。

もちろん、これはベトナムに限らず、海外赴任において大切な確認事項ではないでしょうか。

海外では、日本では当たり前に進むと思っていた手続きが、思わぬところで止まることがあります。だからこそ、「念のため確認しておこう」という一手が、後々の大きなトラブルを防いでくれます。

みらいベトナムでは、ビザ・滞在手続きに関するご相談をはじめ、会計・税務・労務、ベトナム進出支援など、現地でのさまざまなお悩みに対応しています。

どうぞ、何なりとご相談ください。

◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム

ハノイ

8Th FL, Vinafor BLD, 127 Lo Duc ST, Hai Ba Trung Ward, Hanoi City, Vietnam

金森 寿香

Suga Kanamori

kanamori-s@miraic.jp

「グローバルビジネス支援」サイト URL

<https://miraic-global.jp/>

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。